

# 大野城市建設工事検査要綱

平成20年4月15日

要綱第19号

大野城市建設工事検査要綱（昭和57年要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、建設工事の検査（以下「検査」という。）に関し、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、統一的な検査業務の実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、財務規則の例による。

- （1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2） 検査 工事請負契約に係る給付の完了等の確認を行うことをいう。
- （3） 検査員 大野城市事務決裁規程（昭和47年規程第37号）に定める者をいう。
- （4） 監督職員 大野城市建設工事監督要綱（平成20年要綱第20号。以下「監督要綱」という。）に定める職員をいう。
- （5） 請負者 当該工事を請負った者をいう。

（検査の種類）

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 完成検査 契約に係る給付の完了後（一部完成を含む。）契約が適正に履行されたか確認するための検査
- （2） 中間検査 監督職員が工事の過程に応じて実施する段階確認において、完成検査による測定が不可能であり、かつ、監督職員が必要であると認めた検査
- （3） 出来形検査 契約期間の中途において、出来上がった部分又は納入された部分があるときに、当該既済部分等を確認するための検査

（検査の時期）

第4条 検査は、請負者から完成（出来形）届及び検査願（大野城市建設工事執行規則（昭和59年規則第7号）別表第2第12号。以下「完成届」という。）を受理した日から起算して14日以内に行わなければならない。

（検査員の義務）

第5条 検査員は、厳正かつ公平に検査を行い、合格又は不合格を判定しなければならない。

（検査の依頼）

第6条 監督職員は、請負者から完成届を受理したときは、速やかに検査員に検査を依頼しなければならない。

2 検査員は、前項の規定により検査の依頼を受けたときは、速やかに検査日を決定し、その旨を監督職員に連絡しなければならない。

（検査の方法）

第7条 検査員は、検査に際し監督職員及び請負者等を立ち合わせるものとする。

2 検査は、検査関係資料に基づき、工事の施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて、別に定める基準により行い、契約内容に適合しているか判定するものとする。

3 検査員は、地下、水中その他仕上げ内部面等について、外部から直接検査を実施することが困難な部分については、監督職員の検査及び確認又は請負者の記録資料を照合することにより検査を行うことができる。

4 検査員は、検査において必要があると認めるときは、その必要程度を超えない範囲において、その一部を破壊、分解又は試験をして検査を行うことができる。

（工事の成績評定）

第8条 監督職員は、工事の完成を確認するときは、別に定めるところにより、当該工事の成績を評定しなければならない。

2 検査員は、工事の完成検査、中間検査又は出来形検査をするときは、別に定めるところにより、当該工事の成績を評定しなければならない。

（検査の報告）

第9条 検査員は、検査を実施し、合格と認めたときは、契約担当者に報告しなければならない。

- 2 検査員は、検査を実施し、当該工事の出来形、品質、出来栄え及びこれらに関する各種の記録が契約図書と相違し、又は不完全と認められる部分があるときは、手直し工事報告書（様式第1号）により契約担当者に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭により報告することができる。

（工事の手直し等）

第10条 検査員は、前条第2項に該当するときは、直ちに手直し工事通知書（様式第2号）により、総括監督員（監督職員のうち監督要綱に定める総括監督員をいう。以下同じ。）に対し、手直し工事を通知しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭により通知することにより、これに代えることができる。

- 2 検査員は、手直し部分が極めて重大であり、かつ、その処理に急を要すると認めるときは、直ちに契約担当者に報告するとともに、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。
- 3 総括監督員は、手直しの通知を受けたときは、直ちに請負者に手直し工事指示書（様式第3号）により修補又は改造を指示しなければならない。
- 4 検査員は、前項に規定する手直し工事の検査を実施し、合格したときは、速やかにその結果を契約担当者に報告しなければならない。

（工事完成通知等）

第11条 契約担当者は、検査が完了したときは請負者に当該工事の完成を承認し、請負者に通知しなければならない。

（検査等の準用）

第12条 第7条、第8条及び第10条の規定は、手直し工事の検査について準用するものとする。

- 2 出来形検査及び中間検査については、第4条から第7条まで、第8条第2項及び前3条の規定を準用する。

（検査業務の委託）

第13条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査員以外の者に委託して検査を行わせる場合は、この要綱に準じて検査業務を適正に行わせるものとする。

- 2 市長は、前項により委託を行う場合、必要があると認めるときは、検査

員を立ち合わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の大野城市建設工事検査要綱の規定は、施行日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

担 当	係 長	課 長	部 長	副市長	市 長

年 月 日

手直し工事報告書

大野城市長 様

検査員

検査において、下記とおり手直しがありましたので報告します。

また、大野城市建設工事検査要綱第10条第1項及び第3項の規定により、総括監督員より請負者へ手直しの指示をさせてよろしいか伺います。

工 事 名	
工 事 場 所	
検 査 年 月 日	
請 負 者	
手 直 し 工 事 期 限	
手直し工事指示事項	